

返済不要!

小学校 入学準備金

茨木市では、令和8年4月に小学校に入学予定のお子さまの保護者に、

「小学校入学準備金」として 68,690 円 (おひとりにつき) を

支給します(所得審査あり)。

「茨木市 小学校入学準備金」で検索、 または右記の QR コードを読み取って ください。





受付期間:令和7年11月4日(火)~令和8年2月27日(金)必着

※郵送の場合は、2月28日消印有効

支給対

象

- ① 、②の両方にあてはまる人(ただし生活保護世帯、里親世帯は対象外です。)
- ① 茨木市内にお住まいの人で小学校入学予定者(新小学1年生)の保護者(令和8年2月1日時点) ※令和8年4月1日から、国・府・私立など、茨木市立小学校以外の小学校に入学される人も対象です。
- ② 「令和7年度就学援助制度」の認定基準に該当する人 ※認定基準は裏面「所得基準額」をご覧ください。

基準額を超える場合でも、保護者の失業・離婚・死亡等により、現在の 収入が著しく減少している場合等は学校教育推進課にご相談ください。



ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。



☆ 茨木市教育委員会 学校教育部 学校教育推進課(市役所南館6階)

住 所: 〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

電 話:(072)-620-1684(直通)

E メール: gakkokyoiku@city.ibaraki.lg.jp

☆ ごきょうだい(兄・姉)がお通いの茨木市立小学校の就学援助事務担当者







① 申請書を入手する



「就学援助費(小学校入学準備金)受給申請書」を入手してください。

<入手先>

提

出

先

- このお知らせに同封しています。
- 市ホームページまたは左のQRコードからダウンロードして印刷する。
- ・ 学校教育推進課窓口で受け取る。

② 2/27 (金) までに 申請書を提出する

注意

3月1日以降は一切、 受付できませんので、 ご注意ください。 ☆学校教育推進課(市役所南館6階、土・日・祝など休業日を除く)

- 窓口に直接持参の場合・・・2/27(金)必着
- 郵送の場合・・・2/28(土)消印有効

※郵送される場合は、特定記録・簡易書留等、配達状況が確認できる方法で送ってください。普通郵便の未着等による提出期限が過ぎた申請書は、受付することができません。

会まうだい(兄・姉)がお通いの茨木市立小学校(封書で提出)

※就学時健康診断や入学説明会では受付していません。

③ 審查・結果郵送

結果郵送:審査結果は3月中旬に送付。

※2月中に申請された場合は、4月中旬。

ただし申請書等に不備がある人や、所得額がわからない人等は審査ができません。 ※別途、ご連絡します。

④ 入学準備金支給(認定者のみ)

支 給:令和8年3月下旬

※2月中に申請された場合は、支給は4月以降。

(申請時に記入された金融機関口座に振り込みます。)

所 得 基 準 額 (就学援助制度の所得基準額と同額です。)

世帯の人数	借家世帯	持家世帯
2 人	2,130,400円	1,951,000円
3 人	2,597,200円	2,417,800円
4 人	3,227,500円	3,048,100円
5 人	3,549,700円	3,370,300円
6 人 ~	1人増すごとに5人世帯の金額に455,400円をプラス	

- 世帯全員の所得を合わせて審査します。
- 給与所得または公的年金等所得がある人は、総所得金額から 上限10万円を差し引いた額を所得金額とします。
- 世帯の中で所得額が不明な人がいる場合、所得の申告をお願いすることがあります。
- 源泉徴収票で所得額を確認する場合は、次ページの参考②「給 与所得者の所得額の確認方法」をご覧ください。

茨木市立小学校にご入学後も・・・

「就学援助制度」では、学用品費や学校給食費などを支給する予定です(所得審査あり)。

入学時に小学校からお配りするお知らせ、または市ホームページをご確認ください。

希望する場合は、再度申請が必要です。

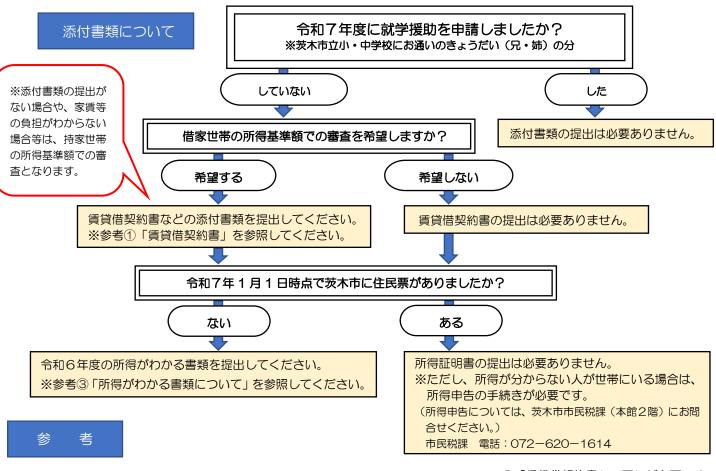
「茨木市 就学援助制度」で検索、

または右の QR コードを読み取ってください。





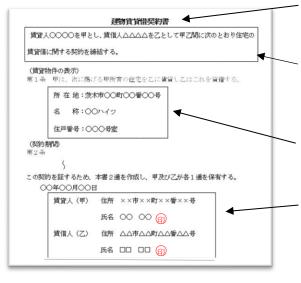




①賃貸借契約書

※ 府営住宅にお住まいの人 は、「収入認定兼家賃通知 書」や「府営住宅使用料(家 賃等)口座振替納入案内兼 納入済通知書」などの写し を添付してください。





- ①「賃貸借契約書」の写しが必要です。
 - *重要事項説明書では受付できません。
- ②契約者(賃借人)名の記載されているページが必要です。
 - *契約者(賃借人)は、同一世帯にいること
- ③借家の住所の記載されている ページが必要です。
- ④この箇所が記載されている

ページが必要です

- ・賃貸人(甲)の住所、氏名、押印
- ・賃借人(乙)の住所、氏名、押印

②~③については、該当部分のみを一部切り

取りされたものは受理できません。

②給与所得者の所得額の確認方法



注意事項

③所得がわかる書類について

令和7年度(令和6年1月1日~令和6年12月31日)の 世帯全員の総所得額で審査します。

※令和7年1月2日以降に茨木市外から転入された人は

所得額が記載された課税通知書(納税通知書)の写しまたは、

所得証明書を提出してください。(写し可)

(源泉徴収票は不可)

※所得証明書に、①所得額、②課税・非課税の 区分の2点が記載されているか、確認して ください。

